

国民年金だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



障害年金の受給について

障害年金は、公的年金の被保険者期間中に初診日があり、障害認定日に年金に関する法令に定められた障害の状態であるときに請求できます。

〈初診日〉

請求するためには、病気やけがにより、初めて医療機関を受診した日である「初診日」を確定することが必要です。

初診日を基準に、申請できるかどうか、申請する年金制度（国民年金・厚生年金・共済年金など）、障害認定日などが決まります。医療機関で確認のうえ、市民課保険医療係にご相談ください。

また、病歴（経過）が不明瞭な状態だと、請求が困難になりますので、病気やけがが発生したときから請求をするまでの病歴を整理しておいてください。

〈納付要件〉

初診日が国民年金に加入している期間の場合、障害基礎年金の請求をすることになります。

このとき、次のいずれかの納付要件を満たすことが必要です。

1 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免

高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
8月27日(水)・9月24日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



除期間を合算した期間が3分の2以上であること

2 初診日の属する月の前々月までの直近1年間の被保険者期間に、保険料の未納期間がないこと

期限内の納付や、国民年金保険料の免除・納付猶予制度の利用などにより、未納期間を作らないことが大事です。

※20歳前に初診日がある人も障害年金の支給の対象に該当します。

※初診日に厚生年金・共済年金などに加入していた場合は、加入先に手続等をご確認ください。

医療保険だより

病院でのお支払いが高額になったとき、なりそうなとき
(国民健康保険に加入の方)



Q 医療機関での自己負担額が高額になったときは？

A 医療機関に支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請をして認められれば高額療養費として後から払い戻されます。申請には医療機関の領収書が必要です。

Q 初めから医療機関での支払いを自己負担限度額でとめるには？

A 窓口で保険証と一緒に「限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関での支払いを自己負担額までにすることができま

す。また、70歳以上74歳以下の方はピンク色の「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関ごとの支払いが自己負担限度額までになります。

で交付申請は不要です。ただし、個人市県民税非課税世帯については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付ができますので問い合わせてください。(国民健康保険以外の保険に加入の人は、加入保険者に確認してください)

Q 限度額適用認定証の交付を受けるには？

A 本人の国民健康保険証と世帯主の印鑑が必要です。代理人は、身分証明書(免許証や保険証)と印鑑があれば、直接市役所で交付手続きができます。郵送での申請も可能です。

7月31日で限度額証が期限切れの人は、再度交付申請の手続きをお願いします。

市民課 保険医療係

☎42・1191